

学位申請の取扱いについて（申し合わせ）（博士）

学位論文は、査読制度の確立された学術雑誌に掲載、または掲載予定であること。なお、下記の1～7を満たす場合は、共著論文を審査の対象とすることができる。

共著論文による学位申請がなされた場合は、大学院医学小委員会において検討を行い、その結果を大学院医学研究科委員会で審議するものとする。

- 1 査読制度の確立された欧文学術雑誌に掲載、または掲載予定であること。なお、掲載予定で提出する場合は、校正刷り又は、掲載証明書に論文原稿写しを添付し提出すること。
- 2 学位申請者は、筆頭著者であること。ただし、著者名がアルファベット順になっている投稿誌では、その事由書を提出すること。なお、当該論文の著者の欄に、複数の筆頭著者の equal contribution による研究である旨の明確な記載があり、equally contributed author が2名以内の場合は、そのいずれをも筆頭著者として認める。ただし、もう一人の equally contributed author が、当該論文を学位申請論文（主論文）として使用することについて合意していること（共著者からの承諾書、誓約書の提出）。
- 3 指導教授による共著者全員の役割分担証明書、学位申請論文として提出することについての共著者全員の承諾書及び、提出される学位論文を学位論文として過去において使用したことがなく、将来においても使用しないことを誓約する誓約書を提出すること。（承諾書、誓約書は同一書式）
- 4 指導教授（主科目担当教授）との共著を認める。
- 5 留学先との共著論文による学位申請を受けつけることができる。
手続きは前各号に準ずる。
- 6 原則として症例報告は認めない。correspondence 等の場合は、学位論文として適切か否かを大学院医学小委員会にて審議する。
- 7 e-journal の場合は、査読誌であることを証明する書類の提出を求め、学位論文として適切か否かを大学院医学小委員会にて審議する。
- 8 人を対象とした研究の場合、久留米大学医に関する倫理委員会あるいはそれに準じた委員会等において承認されていること。また、審査結果通知書・臨床研究実施許可通知書あるいはそれに準じた書類を提出すること。提出された書類は大学院医学小委員会において検討する。
- 9 動物を対象とした研究の場合、久留米大学動物実験委員会あるいはそれに準じた委員会等において承認されていること。また、久留米大学動物実験計画書あるいはそれに準じた書類を提出すること。提出された書類は大学院医学小委員会において検討する。
- 10 遺伝子組換えを行った研究の場合、久留米大学遺伝子組換え実験安全委員会あるいはそれに準じた委員会において承認されていること。また、久留米大学遺伝子組換え実験安全委員会が発行する承認書あるいはそれに準じた書類を提出すること。提出された書類は大学院医学小委員会において検討する。

（省 略）

附 則

この申し合わせは、平成31年3月1日から施行する。

この申し合わせは、令和5年4月1日から施行する。